

平成24年7月1日発行

手取川

七ヶ用水

No.87

土地改良区 広報



1号分水工（川北町藤蔵）

目次

| | |
|--------------------|----|
| 理事長あいさつ | ② |
| 平成23年度通常総代会開催 | ③ |
| 平成24年度予算、賦課金 | ④ |
| 平成24年度決済金、平成22年度決算 | ⑤ |
| 事業施工状況 | ⑥⑦ |
| 監事就任、分区長任命、永年表彰 | ⑧ |
| 臨時総代会開催、国営事業概要 | ⑨ |
| 七ヶ用水探検ツアー、取水計画 | ⑩ |
| 総代選挙執行 | ⑪ |
| お知らせ、土地改良区への届出 | ⑫ |



みどり
水土里ネット

水が支える豊かな社会

みどり しちか
水土里ネット七ヶ用水

理事長あいさつ

通常総代会より

手取川七ヶ用水土地改良区

理事長 杉本達雄



本日ここに、平成23年度通常総代会を開催いたしましたところ、総代の皆様におかれましては、何かとご多忙のところご出席を賜り誠に有り難うございます。

また、ご来賓として、日頃より土地改良事業の推進と改良区の運営にご指導頂いております石川県石川農林総合事務所の北村谷所長様、村中土地改良部長様、石川県土地改良事業団体連合会の小林専務様には、公務ご多忙のところご臨席を賜り厚くお礼申し上げます次第でございます。

さて、昨年3月11日に発生した東日本大震災から1年が過ぎたわけですが、瓦礫の処理や復興が進まない状況を見ますと、国としての支援や対策は勿論であります、我々国民も協力できるところは、積極的に係わって行く必要があるのではと思うところであります。

この震災による福島第一原発の事故を契機として、再生可能エネルギーによる自立・分散型のエネルギー供給システムの実現を図ることが喫緊の課題となっております。そのような中、当改良区の七ヶ用水発電所は、農業用水を有効利用した環境にやさしい小水力発電施設であり、電力を供給することによって、農業水利費の低減を図っております。今般、国のエネルギー施策全般のあり方が見直されており、電力の買い取り価格の保証や売電収入を土地改良施設全体の維持管理費にも充当できるように成ることなど、この度の制度改正等に期待をしているところであります。

次に農業情勢でございますが、日本農業に大きく影響する環太平洋連携協定（TPP）の問題であります、政府は、昨年11月のTPP交渉参加に向けた事前協議開始の会見で「十分な国民的議論を経た上で、国益の視点で結論を得る」とのことでしたが、いまだに十分な情報開示や国民的議論をせず今日に至っております。このまま参加することになると、農業は大打撃を受けることになり、行く末は、土地改良施設の維持管理も更に厳しい状況になります。何れにせよ農業農村は勿論、国民生活の根本に係わる大きな転換期となっておりますので、TPP参加阻止に向けて皆様とともに行動をして行きたいと思っております。

そのようななか決定された政府の平成24年度農業農村整備事業予算は、前年度当初と同額の2,129億円となりました。政権交代によって前年度比63%減となった平成22年度予算より前の水準に比べると以前厳しい状況が続きますが、概算決定された中には、数年前より安全性が危惧されておりました七ヶ用水の取水口である「白山頭首工」の補修・補強について、平成24年度地区調査の政府予算案の計上を受けております。平成25年度に国営かんがい排水事業により、早期に事業着手できるよう関係5市1町2土地改良区と北陸電力の9機関の代表者による「手取川流域地区かんがい排水事業推進協議会」を平成23年11月21日に設立し、現在、国県への事業推進活動に積極的に取り組んでいるところであります。今後とも引続き、平成25年度着手に向けた国県市町への要請活動に努力いたして参りますので、総代の皆様のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。



また、水路改修工事は、関係機関のご協力によりまして、計画どおり進捗させていただいており、平成24年度県営新規事業として、かんがい排水事業中島用水地区と富樫用水で基幹水利施設予防保全対策事業を実施してまいります。また、未施工区間についても改修計画をしっかりと立て、着実に事業採択に向けた準備をして行く所存であります。

そのようなことから、役職員一丸となって、かんがい用水の安定的確保、事業推進と維持管理に努めて参りますので、組合員の皆様、総代各位には、より一層のご支援ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。通常総代会の開会ご挨拶とさせていただきます。

平成23年度 通常総代会開催

平成24年3月23日、白山市民交流センターにおいて平成23年度通常総代会を開催しました。

総代102名（現員数111名）の出席のもと、議長に中川賢二総代（第3分区）を選出し、提出議案22件を慎重審議した結果、原案どおり可決承認されました。



提案理由抜粋

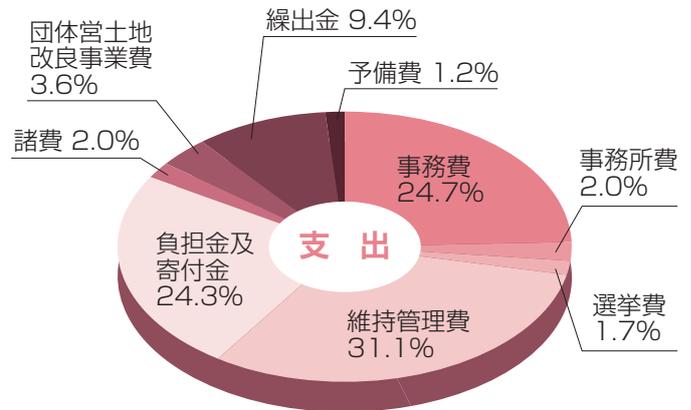
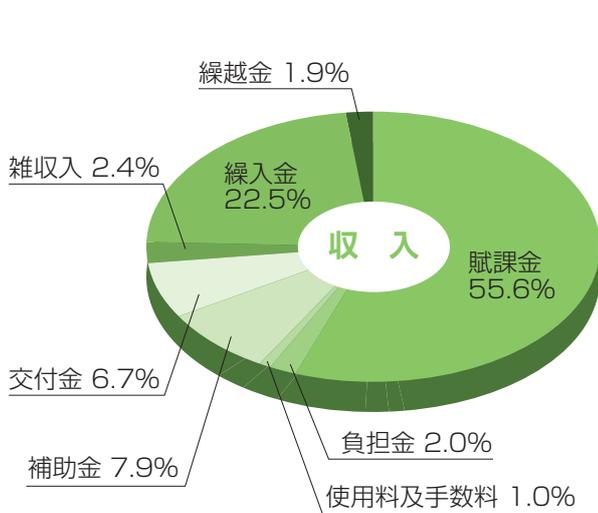
- 定款の一部改正は、野々市市の市制施行等による町名の変更と県営事業の施行によるものです。
- 23年度の主な補正は、落雷による水利施設の修繕費、県単土地改良事業費、視察費などが増額、県営事業負担金の減額等です。また、農地転用決済金特別会計からの事業負担金の運用を見直す補正をしています。
- 24年度賦課金は、農業情勢を十分に理解し前年度同額であります。
- 農地転用決済金は、県営事業等の進捗により減額とし、排水放流負担金は社会情勢を鑑み前年度据置とします。
- 24年度予算は、経費削減から費用弁償金を一律に1,000円減額としました。
- 県営事業の負担金は、前年から見ますと大幅な減額です。
- 今年9月に総代選挙を執行するので、県選挙管理委員会の負担金を計上しています。
- その他の経費についても節減、合理化の協議を重ね、本予算案を作成しており、前年度予算に対し、4,000万円減額の2億5,800万円であります。

| | |
|--------|-----------------------------------|
| 議案第1号 | 定款の一部改正について |
| 議案第2号 | 処務規程の一部改正について |
| 議案第3号 | 大日ダム土地改良区連合議員の選出について |
| 議案第4号 | 平成23年度一般会計収支予算の補正について |
| 議案第5号 | 平成23年度農地転用決済金特別会計収支予算の補正について |
| 議案第6号 | 平成23年度退職手当準備積立金特別会計支出予算の補正について |
| 議案第7号 | 平成23年度土地改良施設災害準備基金特別会計収支予算の補正について |
| 議案第8号 | 平成23年度土地改良区財政調整基金特別会計支出予算の補正について |
| 議案第9号 | 平成23年度排水放流改良工事基金特別会計収支予算の補正について |
| 議案第10号 | 平成24年度賦課金の額及び徴収について |
| 議案第11号 | 平成24年度農地転用決済金の額について |
| 議案第12号 | 平成24年度排水放流改良工事負担金の額について |
| 議案第13号 | 平成24年度役員報酬について |
| 議案第14号 | 平成24年度一時借入をするについて |
| 議案第15号 | 平成24年度一般会計収支予算について |
| 議案第16号 | 平成24年度農地転用決済金特別会計収支予算について |
| 議案第17号 | 平成24年度退職手当準備積立金特別会計収支予算について |
| 議案第18号 | 平成24年度土地改良施設災害準備基金特別会計収支予算について |
| 議案第19号 | 平成24年度土地改良区財政調整基金特別会計収支予算について |
| 議案第20号 | 平成24年度排水放流改良工事基金特別会計収支予算について |
| 議案第21号 | 平成24年度七ヶ用水発電事業特別会計収支予算について |
| 議案第22号 | 県営かんがい排水事業の施行について |

平成24年度予算

(平成24年3月23日開催 通常総代会議決)

| 一般会計 | 収入の部 | | | 支出の部 | | |
|------|---------|-------------|-------------|------------|-------------|-------------|
| | 科目(款) | 予算額 | 前年度比 | 科目(款) | 予算額 | 前年度比 |
| | | | (単位:円) | | | (単位:円) |
| | 賦課金 | 143,629,000 | △443,021 | 事務費 | 63,904,100 | △1,000,350 |
| | 助成金 | 100 | | 事務所費 | 5,110,000 | |
| | 負担金 | 5,080,000 | △1,455,000 | 選挙費 | 4,495,000 | 4,494,600 |
| | 使用料及手数料 | 2,588,419 | △1,650,000 | 維持管理費 | 80,391,348 | 11,053,611 |
| | 補助金 | 20,320,100 | 120,000 | 借入金 | 100,200 | 88,548 |
| | 交付金 | 17,550,000 | 9,000,000 | 負担金及寄付金 | 62,782,245 | △55,894,060 |
| | 雑収入 | 6,222,523 | △2,827,601 | 諸費 | 5,209,200 | △1,883,896 |
| | 借入金 | 100 | | 団体営土地改良事業費 | 9,200,200 | 300,000 |
| | 寄付金 | 100 | | 災害復旧事業費 | 300 | |
| | 繰入金 | 58,045,186 | △39,707,568 | 繰出金 | 24,231,860 | 2,699,090 |
| | 繰越金 | 5,000,000 | △3,110,898 | 財産費 | 200 | |
| | 収入合計 | 258,435,528 | △40,074,088 | 予備費 | 3,010,875 | 68,369 |
| | | | | 支出合計 | 258,435,528 | △40,074,088 |



特別会計

| 種別 | 予算額(円) |
|--------------|-------------|
| 農地転用決済金 | 235,645,303 |
| 退職手当準備積立金 | 58,902,243 |
| 土地改良施設災害準備基金 | 227,251,251 |
| 土地改良区財政調整基金 | 41,047,041 |
| 排水放流改良工事基金 | 54,212,621 |
| 七ヶ用水発電事業 | 141,212,656 |

平成24年度

賦課金額及び徴収期日

| | |
|------|----------------|
| 賦課金 | 年額 2,970円/10a当 |
| 賦課期日 | 平成24年4月1日現在 |
| 徴収期限 | 平成24年9月25日 |
| 算出基準 | 1円未満の端数切捨て |

平成24年度農地転用決済金

10a当

186,998円

●内 訳

| 区 分 | 10a当 |
|------------------------------|----------|
| 一般経費に対する決済金 | 105,718円 |
| 県営かんがい排水事業等 未施工事業費に対する決済金 | 81,280円 |

●農地転用決済金規程第8条による決済金額

| 10a当 | 134,139円 |
|---|----------|
| 買取単位3.3㎡当、3,300円未満の該当地は、維持管理費に対する決済金を半額とする。 | |

農地転用決済金とは、土地改良区域内の田を宅地・商工業用地・道路・公共事業用地等、田以外に農地転用する場合、土地改良法第42条「権利義務の承継及び決済」に規定する手続を必要とするもので、土地改良事業に要する残存農地の過重負担額を転用時に一時金として決済するものです。

平成24年度排水放流改良工事負担金

10a当

168,407円

排水放流改良工事負担金とは、転用後の敷地から雨水排水が七ヶ用水管理水路に流入することによって排水量が増加することから、下流域での溢水被害を防止することを目的とし、水路の保全及び改良工事費の一部に充てるため、農地転用の目的と場所により負担金を徴収するものです。

平成22年度財務状況の公表

平成23年度臨時総代会(平成23年10月7日)を開催し、議長に橋本勇総代(第2分区)を選出し可決承認した。

1. 一般会計収支決算

(単位：円)

| 収入の部 | | |
|---------|-------------|--------|
| 科目(款) | 決算額 | 構成比(%) |
| 賦課金 | 144,482,874 | 45.5 |
| 助成金 | 0 | 0.0 |
| 負担金 | 3,290,000 | 1.0 |
| 使用料及手数料 | 3,524,161 | 1.1 |
| 補助金 | 23,915,000 | 7.5 |
| 交付金 | 29,250,000 | 9.2 |
| 雑収入 | 15,324,751 | 4.8 |
| 借入金 | 0 | 0.0 |
| 寄付金 | 6,926,167 | 2.2 |
| 繰入金 | 79,430,622 | 25.0 |
| 繰越金 | 11,331,106 | 3.6 |
| 収入合計 | 317,474,681 | |

| 支出の部 | | |
|------------|-------------|--------|
| 科目(款) | 決算額 | 構成比(%) |
| 事務費 | 66,005,612 | 21.3 |
| 事務所費 | 4,648,403 | 1.5 |
| 選挙費 | 0 | 0.0 |
| 維持管理費 | 100,860,143 | 32.6 |
| 借入金 | 12,657 | 0.0 |
| 負担金及寄付金 | 96,625,294 | 31.2 |
| 諸費 | 4,396,525 | 1.4 |
| 団体営土地改良事業費 | 5,850,000 | 1.9 |
| 災害復旧事業費 | 0 | 0.0 |
| 繰出金 | 30,965,149 | 10.0 |
| 財産費 | 0 | 0.0 |
| 予備費 | 0 | 0.0 |
| 支出合計 | 309,363,783 | |

差引残金 8,110,898円 次年度へ繰越

2. 特別会計決算

(単位：円)

| 会 計 | 決算額 |
|--------------|-------------|
| 農地転用決済金 | 277,875,529 |
| 退職手当準備積立金 | 57,860,966 |
| 土地改良施設災害準備基金 | 195,442,218 |
| 土地改良区財政調整基金 | 74,540,596 |
| 排水放流改良工事基金 | 72,152,938 |

3. 財産目録

(単位：円)

| 資 産 | |
|------|---------------|
| 項目 | 金額 |
| 流動資産 | 8,262,900 |
| 特定資産 | 696,503,346 |
| 固定資産 | 1,634,046,970 |
| 備品 | 23,623,952 |
| 合計 | 2,362,437,168 |

| 負 債 | |
|-------------|-------------|
| 項目 | 金額 |
| 長期負債 | 302,500,000 |
| 短期負債 | 0 |
| 退職給与積立金 | 54,380,966 |
| 七ヶ用水発電事業積立金 | 95,629,278 |
| 合計 | 452,510,244 |

4. 賦課面積及び組合員数

| | |
|------|---------|
| 賦課面積 | 4,851ha |
| 組合員数 | 5,573人 |

事業施工状況

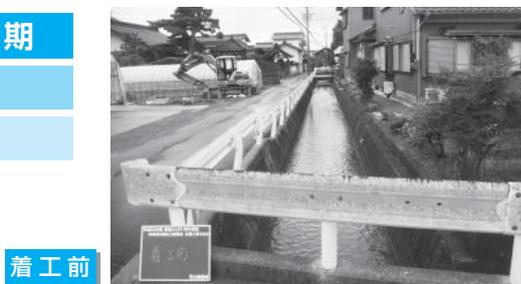
■かんがい排水事業 [県営]

(単位：千円)

| 地区名 工期 | 全 体 | | 平成23年度実績 | | | 平成24年度計画 | |
|---------------------|--------|-----------|----------|--------|---------|----------|---------|
| | 事業量 | 事業費 | 水路 | 事業量 | 事業費 | 事業量 | 事業費 |
| 中村用水第2三期 H21～H26 | 2,490m | 724,000 | 3-5号支線 | 838m | 241,782 | 530m | 124,368 |
| 大慶寺用水 H21～H26 | 3,502m | 850,000 | 5号支線 | 1,365m | 311,423 | 1,041m | 147,350 |
| 北星 H23～H42 | 6,880m | 2,606,000 | 4-6号支線 | 測量設計 | 18,000 | 220m | 70,000 |
| 中島用水 H24～H43 | 8,520m | 2,150,000 | - | - | - | 測量設計 | 20,000 |

※ H23年度繰越予算含む

中村用水第2三期
3-5号支線
宮永町地内



大慶寺用水地区
5号支線
下柏野町地内



■農業用水再編対策事業 [県営]

(単位：千円)

| 地区名 工期 | 全 体 | | 平成23年度実績 | | | 平成24年度計画 | |
|----------------|---------|-----------|----------|--------|---------|----------|--------|
| | 事業量 | 事業費 | 水路 | 事業量 | 事業費 | 事業量 | 事業費 |
| 新砂川 H11～H24 | 12,228m | 3,574,000 | 7-1号支線 | 1,272m | 215,918 | 20m | 40,000 |

新砂川地区
7-1号支線
三反田地内



■用排水施設整備事業 [県営]

(単位：千円)

| 地区名 工期 | 全 体 | | 平成23年度実績 | | | 平成24年度計画 | |
|------------------|--------|---------|----------|------|---------|----------|--------|
| | 事業量 | 事業費 | 水路 | 事業量 | 事業費 | 事業量 | 事業費 |
| 郷用水第2 H22~H26 | 1,560m | 608,900 | 2-3号支線 | 435m | 113,068 | 631m | 97,156 |
| 宮保 H22~H26 | 1,680m | 294,000 | 4-8号支線 | 512m | 91,754 | 638m | 91,283 |

※ H23年度繰越予算含む

郷用水第2地区

2-3号支線

田中町地内

着工前



完成



宮保地区

4-8号支線

宮保町地内

着工前



完成



■国営造成施設管理体制整備促進事業 [県営]

(単位：千円)

| 地区名 工期 | 全 体 | | 平成23年度実績 | | | 平成24年度計画 | |
|-----------------|-----|---------|----------|-------------------|--------|-------------------|--------|
| | 事業量 | 事業費 | 水路 | 事業量 | 事業費 | 事業量 | 事業費 |
| 七ヶ用水 H12~H26 | 一式 | 446,483 | 全 線 | 維持管理 安全施設・法面保護 | 26,724 | 維持管理 安全施設・法面保護 | 26,724 |

安全施設

3-1号支線

上二口町地内



法面保護工

2-1号支線

三日市町地内



■基幹水利施設予防保全対策事業 (ストックマネジメント) [県営] (単位：千円)

| 地区名 工期 | 全 体 | | 平成24年度計画 | | |
|------------------|--------|---------|----------|------|--------|
| | 事業量 | 事業費 | 水路 | 事業量 | 事業費 |
| 手取川右岸 H24~H35 | 2,355m | 630,000 | 林口川 | 337m | 60,000 |

監事(半数)の就任

監事（半数2名）の任期満了による改選が行われ、次の方が監事に就任いたしました。
 （任期：平成23年10月25日～平成27年10月24日）

| 役職 | 氏名 | 住所 | 被選挙区 |
|----|-------|--------|-----------|
| 監事 | 葭田 彦司 | 野々市市下林 | 第1～第4被選挙区 |
| 監事 | 津田 源一 | 白山市福新町 | 第5～第7被選挙区 |

分区長の任命

任期満了により、平成23年10月1日付で全分区長を任命しました。任期：4年

| 分区 | 氏名 | 住所 | |
|-------|-------|---------|----|
| 第1分区長 | 井川 凱夫 | 金沢市四十万町 | 再任 |
| 第2分区長 | 東本 政光 | 白山市木津町 | 再任 |
| 第3分区長 | 竹内 茂男 | 白山市明島町 | 再任 |
| 第4分区長 | 安實 吉久 | 白山市矢頃島町 | 新任 |
| 第5分区長 | 中垣 彰 | 白山市吉田町 | 新任 |
| 第6分区長 | 藤田 敏和 | 白山市上安田町 | 再任 |
| 第7分区長 | 酒井 俊男 | 川北町字田子島 | 再任 |

新任分区長の安實氏、中垣氏は総代会において交替を要する大日ダム土地改良区連合議員に選出されました。

永年表彰

表彰規程により、平成23年度臨時総代会（平成23年10月7日）席上にて、永年表彰（15年）を授与しました。

| 役職 | 氏名 | 職歴 |
|--------|-------|--------|
| 理事 | 中出 庄重 | 総代～理事 |
| 理事 | 宮西 豊 | 総代～理事 |
| 監事 | 中橋 宏喜 | 総代～監事 |
| 監事 | 宮西 市雄 | 総代～監事 |
| 監事 | 北次 良造 | 総代～監事 |
| 第2分区長 | 東本 政光 | 総代～分区長 |
| 前第5分区長 | 吉本 善昭 | 総代～分区長 |
| 第6分区長 | 藤田 敏和 | 総代～分区長 |
| 総代 | 川 昇 | 総代 |

| 役職 | 氏名 | 職歴 |
|----|-------|----|
| 総代 | 清水 貞夫 | 総代 |
| 総代 | 向井 勝雄 | 総代 |
| 総代 | 窪田 脩 | 総代 |
| 総代 | 山代 守 | 総代 |



台湾省嘉南農田水利会との姉妹会締結20周年

八田技師設計監修の烏山頭ダムを管理する台湾の嘉南農田水利会と平成3年に姉妹会協定を締結してから20年の節目を迎えたことから、平成23年11月14日に20周年記念表敬訪問をいたしました。



石川県農林水産業功労者知事表彰

第33回石川の農林漁業まつり
 （平成23年10月15日開催）

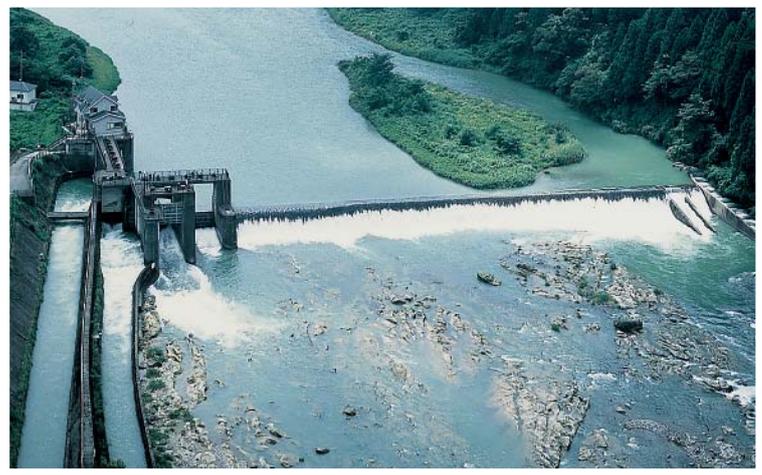
理事・総務委員長 北村 脩二

平成24年度臨時総代会開催（平成24年5月30日）

議長に野本与昭総代（第4分区）を選出、国営かんがい排水事業の施行について可決承認するとともに、平成25年度から事業着工されるよう強く要望することを決議しました。

国営かんがい排水事業（手取川流域地区）事業計画の概要

- 白山頭首工・幹線用水路は、手取川流域地区の基幹施設であり、石川県内の約20%の食糧安定供給に大きく寄与するとともに、かんがい用水だけでなく、防火や消流雪等の地域用水として、更には水力発電用水に利用されるなど、社会的に重要な施設となっています。
- 建設されてから75年が経過し、損傷や老朽化が著しいことから、44年を経過した幹線用水路と併せて補修・補強対策を実施し、施設全体の長寿命化を図るものであります。



白山頭首工

- **事業主体** 農林水産省
- **共同事業者** 北陸電力株式会社
- **関係市町** 白山市、野々市市、川北町、金沢市、能美市、小松市
- **受益面積** 約7,402ha
- **事業工期** 平成25年度～平成32年度（8年間）
- **概算事業費** 約68億円
- **主要工事の概要**

| | |
|----------------------|------|
| ・ 頭首工補修補強工 | 1式 |
| ・ 七ヶ用水新水路補修補強工 | 942m |
| ・ 白山導水路補修補強工 | 602m |
| ・ 上郷用水路（宮竹サイホン）補修補強工 | 346m |
| ・ 七ヶ用水幹線水路水管理システムの更新 | 1式 |

■ 事業実施に伴う農家側の負担時期と負担額

事業完了年度の翌年度（平成33年度）に負担することになりますが、右岸地域の手取川七ヶ用水土地改良区の負担額については、県営事業と同様に、組合員には新たな賦課金をお願いしないことが了承されました。

■ お願い

事業採択申請の際には、同意署名簿が必要となりますので、ご協力方よろしくお願いたします。

水利祈願 水戸明神春季祭

5月30日に恒例による水戸明神春季祭を白山町古宮公園内の水戸明神にて、ご来賓、役員・分区長・総代、約140名の参列のもと奉斎いたしました。その後、白山比咩神社本宮に於いて、五穀豊穰祈願及び直会が執り行われました。



実り豊かな秋の収穫を祈願して

七ヶ用水 探検ツアー



七ヶ用水の歴史や枝権兵衛の功績を学ぶと共に、土木遺産に認定された大水門・給水口を巡り、獅子吼高原より手取川扇状地を一望。再生可能エネルギーの七ヶ用水発電所を見学する探検ツアーを開催します。

- 開催日時 平成24年8月25日（土）雨天決行
- 集合場所 白山市役所
- 対象定員 小学生（保護者同伴）約40人
- 日程（内容） 8：00集合～13：00解散



- ①白山管理センター（白山町：七ヶ用水の展示施設）
- ②大水門・給水口（百十年前の歴史的な水利施設で選奨土木遺産）
～七ヶ用水の父「枝権兵衛」にふれる～
- ③獅子吼高原（ゴンドラで頂上へ！手取川扇状地を一望）
- ④1号分水工（川北町藤蔵：七ヶ用水が最初に分かれるところ）
- ⑤七ヶ用水発電所
（川北町中島：農業用水を有効利用した環境にやさしい発電施設）
- ⑥梨狩り（松任梨の収穫体験）

- 応募方法 氏名、年齢、連絡先（住所、電話番号）を明記の上、郵送又はFAXして下さい。ホームページからも申し込みできます。
- 応募期間 8月13日（月）まで ※定員になり次第締め切らせて頂きます。



【応募・問合せは、下記までお願いします】

〒924-0871 白山市西新町159-2
 水土里ネット七ヶ用水（手取川七ヶ用水土地改良区）
 TEL 076-276-1166 FAX 076-276-1167
<http://www.shichika.or.jp>

清掃ボランティア ～七ヶ用水 水族館～

開催予定日：平成24年9月22日（土）
 場 所：野々市市堀内地内 郷用水（2-1号支線）

手取川 七ヶ用水 土地改良区 取水計画



● 期別取水量

| 区分 | 期間 | かんがい期 | | | 非かんがい期 | |
|---------------|----|--------------------|---------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| | | 4月13日から 4月19日まで | 4月20日から 5月3日のうち 1週間 | 4月20日から 9月10日まで | 9月11日から 3月19日まで | 3月20日から 4月12日まで |
| 白山頭首工に係る最大取水量 | | 30.12 m³/S | 46.62 m³/S | 30.31 m³/S | 13.91 m³/S | 30.00 m³/S |

● 非かんがい期の通水及び管理について

- ① 9月11日より通水量が毎秒13.91 t となります。かんがい期の約半分位の水量です。
- ② 通水量が少ないのと同時に、水路工事や橋梁工事等で停水及び減水が行われご迷惑をおかけしますが、火の元には十分ご注意ください。
- ③ 降雨時の洪水を防止するため転倒堰は、なるべく倒しておいて下さい。積雪・融雪等冬季期間の用水堰管理についても地元の皆様のご協力をお願いします。尚、除雪等による用水路への大量の雪捨てはご遠慮願います。（下流部で雪がつまり、水が溢れる事があります。）

総代選挙執行

任期満了(平成24年9月30日)による総代選挙が、石川県選挙管理委員会の管理のもと、白山市、野々市市、川北町の各選挙管理委員会事務局の協力を得て執行されることから、選挙期日等についての予定をお知らせいたします。

1. 選挙期日

平成24年9月26日(水)

2. 選挙期日等の告示

平成24年9月19日(水)

3. 選挙は立候補制

選挙は立候補制であり定数を超えない場合は無投票

4. 立候補の届出及び受付

(1) 届出期間 **9月19日(水)、20日(木)** (告示の日から2日間)

(2) 届出時間 午前8時30分～午後5時

(3) 届出場所 市町選挙管理委員会(金沢市の方は野々市市選管へ)

(4) 届出方法 候補者は文書で届出(自薦)する。(印鑑持参)届出書は各市町選管で交付

5. 選挙人名簿

(1) 名簿調製 8月11日現在日で調製(名簿の確認・変更は、この日までに)

(2) 名簿縦覧 8月16日(木)～20日(月)(5日間)

(3) 縦覧場所 手取川七ヶ用水土地改良区及び市町又は市出張所(執務時間内)

(4) 名簿確定 9月20日

(5) 異議申出 名簿縦覧期間内に文書で手取川七ヶ用水土地改良区へ提出

(印鑑、証拠書類必要)

6. 選挙区及び定数と立候補届出場所

総数112人

| 選挙区 | 定数 | 届出場所 | 選挙区 | 定数 | 届出場所 |
|------|----|-----------------|------|-----|-----------------|
| 第1区 | 5人 | 白山市役所7F 選挙管理委員会 | 第11区 | 6人 | 白山市役所7F 選挙管理委員会 |
| 第2区 | 7人 | 野々市市役所 情報交流館2F | 第12区 | 14人 | // |
| 第3区 | 6人 | // | 第13区 | 5人 | // |
| 第4区 | 7人 | 白山市役所7F 選挙管理委員会 | 第14区 | 3人 | // |
| 第5区 | 6人 | // | 第15区 | 4人 | // |
| 第6区 | 6人 | 野々市市役所 情報交流館2F | 第16区 | 3人 | 川北町役場 選挙管理委員会 |
| 第7区 | 5人 | 白山市役所7F 選挙管理委員会 | 第17区 | 4人 | 白山市役所7F 選挙管理委員会 |
| 第8区 | 5人 | // | 第18区 | 2人 | 川北町役場 選挙管理委員会 |
| 第9区 | 8人 | // | 第19区 | 2人 | // |
| 第10区 | 7人 | // | 第20区 | 7人 | // |

現組合員名を確認して下さい!

◆ 総代選挙の選挙権・被選挙権

- ・選挙権は組合員、被選挙権は組合員で25才以上の者であること。
- ・いずれも組合員名簿を基礎に作成した選挙人名簿に登載されている必要があり、名簿に登載されていない者は、総代選挙の投票も立候補することもできません。

◆ 組合員名の変更は、土地改良区への届出義務

- ・組合員の死亡、農地の相続、売買、贈与、交換等で名義変更があった場合
- ・農業者年金を受給するため経営移譲した場合

ご確認、お問合せはお早めに!

—— 組合員名を確認しましょう! ——

広報送付宛名、賦課金告知書等で、現組合員名を必ず確認して下さい。
変更がある場合は、土地改良区運営上、支障がありますので速やかにお申し出下さい。

用水転落事故防止!

水量の多い時期ですので、水路の危険な所へ近づかないようにして下さい。

特に、子供やお年寄りを水の事故から守るため、皆さんで充分注意しましょう!



用水路に物やゴミを捨てないで下さい。
水路堤で物を焼却したり放置したりしないでください。



知っていますか?

必ず届け出が必要です!

■ 組合員資格変更の届け出

簡単な手続きです。組合員名(封筒の宛名)を確認して下さい。

- 組合員の死亡により、農地を相続した場合
- 住所や組合員名を変更する場合
- 農地の売買、贈与、交換等で名義変更があった場合
- 農業者年金を受けるため経営移譲した場合

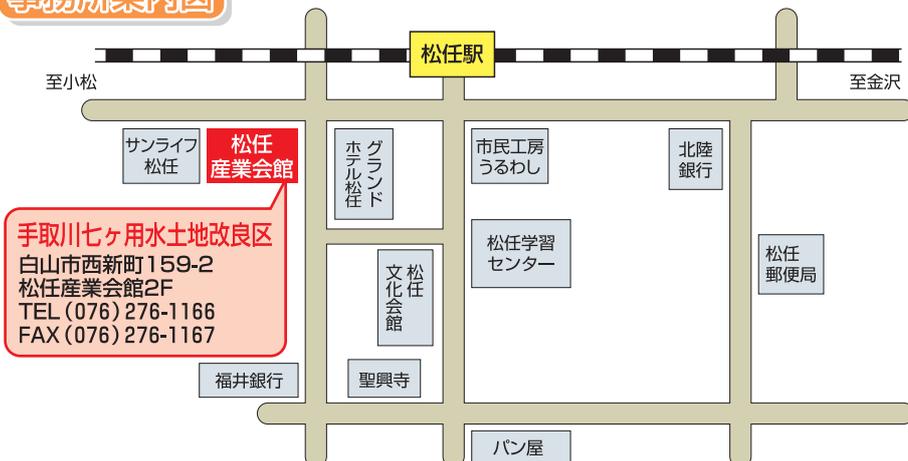
■ 農地の転用にも転用申請・決済金が必要 です [土地改良法第42条2項]

- 農地転用申請と決済金の納付がない限り、土地改良区の土地台帳から賦課面積を削除できませんので、毎年そのまま賦課金がかかります。
- 公共事業(道路・公園・河川・建物等)用地として転用される農地についても、転用決済金の納付が義務づけられています。
- 特に公共道路の転用申請が遅れている所が見受けられます。事業主体との説明会・用地買収・契約調印の際は、転用申請、転用決済金等の問題も十分協議し、必ず土地改良区へ申請するようお願いします。

自己申告
です

お気づきの点がございましたら、お気軽にお問い合わせを。

事務所案内図



★ 手取川七ヶ用水土地改良区広報

No.87

発行/平成24年7月1日
発行所/手取川七ヶ用水土地改良区
〒924-0871
白山市西新町159-2
松任産業会館2F
TEL:(076)276-1166
FAX:(076)276-1167
ホームページアドレス
//www.shichika.or.jp
印刷/ヨシダ印刷株式会社